

////////////////////

CRDB からのお知らせ

- ★ 中国新「化粧品監督管理条例」は「史上最も厳格な法規制」か？
- ★ 中国化粧品・化粧品原料の輸入、販売制度は「化粧品監督管理条例」だけではない
- ★ 中国化粧品・化粧品新原料の審査委員による【中国化粧品新制度セミナー】

////////////////////

新型コロナ禍の影響はまだまだ続きそうですが、

皆様いかがお過ごしでしょうか。

中国法規制許認可コンサルファーム・P&D パートナーズ株式会社です。

つい先月 6 月 29 日、中国国務院より新「化粧品監督管理条例」

(以下は新条例と略称します) が公布されてから、日本国内特に

化粧品業界や化粧品原料業界には大きな波紋が広がっています。

最近、新条例の公布に関して弊社へ問い合わせが殺到しております。

その中の最も多い質問に対して、今回のメールマガジンによって以下の

ように回答いたします。

■ 中国新「化粧品監督管理条例」は果たして「史上最も厳格な法規制」でしょうか？

新条例が公布されて間もなく、日本国内の業者は「中国 NMPA / 新・化粧品監督管理条例」
詳解セミナー開催のため、集客広告の中に、新条例は「中国の化粧品の監督管理に関して史
上最も厳格な法規制となっています」という文言が使われております。数多くの企業様が、
このような表現を見て、自社の化粧品や化粧品原料の中国展開は厳格な法規制の実施によ
ってもう進められないではないか、との懸念をお持ちになっています。

新条例は本当に「中国の化粧品の監督管理に関して史上最も厳格な法規制」でしょうか。

回答は、NO です。

その理由には以下の二つがあります。

一つは中国政府が新条例の制定には、「放、管、服」(簡政放権(行政簡素化と権限委譲)、
放管結合(権限委譲と管理の両立)、優化服務(サービスの向上)の略称)を実現し、さら
に化粧品と化粧品新原料の許認可手続きを簡略化することが目的であると明言しています。

二つ目は、新条例の中で、化粧品や化粧品新原料の備案(届出)と登録許可の審査手続き
が確かに現行の制度より簡単化されていることです。例えば、化粧品新原料の許認可審査に
関しては、現行では全ての化粧品新原料で登録許可申請が必要となっています。登録申請の
際、数多くの文献証明資料や試験レポートを提出して審査委員会の審査を経て合格した場
合に、登録許可が初めて可能となりますが、それにプラス行政審査の時間と手間、許可取得

に要する時間は少なくとも 2 年以上かかります。一方、新条例では、化粧品新原料は備案（届出）と登録の 2 種類を分けて許認可を行います。大部分の特殊用途ではない化粧品新原料は備案（届出）の方式で許可審査を採用し、申請資料が完備されましたら、申請のみで即時に備案（届出）許可を発行すると規定しています。これは、現行の化粧品新原料許認可ルールよりずいぶん簡単になるはずで

.
.
.